

令和6年 12 月9日

橋本市議会議長
森下 伸吾 様

文教厚生建設委員会
委員長 堀内 和久

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

1. 議 件

- 議案第14号 市道路線の認定について
- 議案第15号 市道路線の変更について
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について

2. 審査の結果

別紙、委員長報告書のとおり、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号はいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

委 員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第14号 市道路線の認定について

議案第15号 市道路線の変更について

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 9 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 14 号は、胡麻生地内において丸石木材住宅株式会社が宅地造成工事に伴い設置した道路を胡麻生区内 17 号線として、また、橋本市があやの台北部工業団地造成事業に伴い設置した道路をあやの台 77 号線として、新たに市道認定するものである。

また、議案第 15 号は、あやの台 63 号線の終点を変更し、道路延長を 665.63 メートル追加するものである。なお、追加延長 665.63 メートルのうち、既設終点から 384.2 メートルは南海電気鉄道株式会社が、残りの 281.43 メートルは橋本市があやの台北部工業団地造成事業に伴い設置した道路である。

委員から、あやの台 63 号線及び 77 号線の周囲は現在、住宅等がなく人目のない奥まった場所であるため、防犯等のために今後の管理はどのようにしていくか とのただしがあり、あやの台北部用地の換地処分が進み、今後は住宅等の建築が始まる予定であるが、それまでの間は管理区分にしたがって土地所有者や市関係部局と連携を取りながら適切に管理していく との答弁がありました。

議案第 16 号は、橋本こども園について、指定管理期間が令和 7 年 3 月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である社会福祉法人子どもの家福祉会の 1 法人のみ申請があり、指定管理者

選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたため、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、当該法人の流動比率が、認可基準において望ましいとされる120%を下回っている理由について ただしがあり、当該法人が加入していた退職共済制度を脱退し、法人独自の退職金制度を適用する際に、多額の退職給付引当金を積み立てたことにより一時的に負債が増加したためであり、市としては、当該法人は概ね健全な財政運営を行っているとの総合的に判断したとの答弁がありました。

議案第17号は、応其こども園について、指定管理期間が令和7年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である社会福祉法人顕陽会の1法人のみ申請があり、指定管理者選定委員会において審査したところ合格点に達し選定されたため、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、保護者アンケートに基づく評価のうち、「親子参加行事等を通じて保護者同士のつながりを感じられましたか。」が65.2%となっており、相対的に評価がやや低い理由について ただしがあり、過去5年間の評価を平均しているため、コロナ禍の影響があった年度の評価が低かったことが要因としてあるが、令和4年度以降は評価が上がってきているとの答弁がありました。

指定管理者選定委員会の公募委員について ただしがあり、今回初めて一般市民の方から応募があり、評価項目について熱心に質問等もされ、審査いただいたとの答弁がありました、